

# 令和7年度片品村一般廃棄物処理実施計画

(令和7年4月)

## 1 一般廃棄物の発生量及び処理料量の見込み

### (1)発生量(収集量)

(単位 : t)

一般廃棄物区分	実績				発生見込量
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
発生量	2,032	2,071	2,069	1,826	2,009
収集	994	978	943	829	889
	可燃ごみ	917	903	874	769
	カンその他	30	27	24	22
	ビン	47	48	45	38
直接搬入	1,033	1,088	1,117	993	1,110
	可燃ごみ	966	1,039	1,069	951
	不燃ごみ	53	46	42	36
	粗大ごみ	14	3	6	6
資源ごみ	5	5	9	4	10

### (2)処理量

(単位 : t)

処理区分	実績				発生見込量
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
資源化処理	70	69	67	64	64
	スチール	14	14	13	12
	アルミ	11	11	11	11
	生ビン	2	2	2	2
	ペットボトル	4	5	0	4
	紙製容器	1	0	0	0
	カレット	38	37	41	40
直接資源化	88	87	144	73	151
粗大ごみ	56	48	41	33	34
埋立処理	255	255	243	203	226
	焼却残渣	218	217	212	198
	不燃物	37	38	31	28

### (3)広域ごみ処理見込み

(単位 : t)

区分	実績				発生見込量
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
処理区分	焼却処理	1,841	1,897	1,908	1,693
	焼却残渣	218	217	212	198
処理区分	破碎処理	37	38	31	28
	不燃残渣	37	38	31	28

## 2 一般廃棄物の排出抑制の方策に関する事項

ごみ処理における資源化・減量化及び地球環境等をめぐる社会情勢等を踏まえ、村民・事業者・村がそれぞれの役割と責任を認識して積極的に行動し、快適で安全な生活環境保全、美化に努めるものとする。

### (1) 廃棄物の排出抑制及び減量化

村民、事業者に対し廃棄物問題の現状などを周知・啓発することによって、廃棄物に対する関心を高め、排出抑制及び減量化を推進する。

#### ① 村広報誌による啓発

- ・村民と共にごみを出さない「循環型社会」をつくるため、啓発活動を行うものとする。

#### ② チラシによる啓発

- ・ごみの適正な処理と減量化を徹底するため、戸別配布により周知を行うものとする。

#### ③ 生ごみの堆肥化

- ・コンポスト等を活用し、生ごみ等ができるだけ堆肥化し、資源として活用するよう啓発する。

#### ④ ごみ減量活動の支援

- ・ごみの減量やリサイクルに率先して取り組んでいる活動に対し側面から支援する。

#### ⑤ ごみの資源化

- ・古紙、ペットボトル等の資源化を進め、ごみの減量を図る。

### (2) 分別排出の励行

廃棄物の排出及び減量化を推進し、再資源化(リサイクル)を図るため、分別排出の励行を強化するよう啓発を行うものとする。

#### ① 村広報誌による啓発

- ・分別収集体制の変更や法改正が生じた場合、隨時周知する。

#### ② チラシによる啓発

- ・ごみの排出方法、再資源化や分別収集の徹底について、戸別配布により周知をする。

#### ③ 事業所等訪問による啓発

- ・ごみの排出について問題が発生した場合は、隨時、尾瀬クリーンセンターと相談の上、事業所などを訪問の上、調査・指導する。

#### ④ 適切な分別・排出を促す資料の配布

- ・転入者の啓発については転入時に窓口で資料を配付し、片品村の分別排出ルールについて、基本的な事項を説明する。

- ・別荘所有者など片品村に住所を有していない者については、近隣定住者と連絡、連携を取り、排出方法等周知に努める。

### (3) 環境教育の推進

廃棄物問題に関する意識の高揚を図るため、啓発のほかに地域活動や施設見学会を活用した環境教育を推進し、廃棄物の排出抑制や減量化、不法投棄防止に努めるものとする。

## ①地域活動の推進

・6月と10月を「片品村環境美化運動月間」と定め、各自治会・学校及び事業所等の自主的な清掃活動を推進するとともに、児童生徒、村民の環境問題に対する理解を深める。また、月間に各自治会、団体の協力を得て、国道、県道及び村道の清掃活動を実施する。

## ②施設見学会

・住民、児童生徒の環境問題への理解と意識の高揚を図るため尾瀬クリーンセンター施設見学会を実施する。

## ③環境活動「4R運動」の実施

・「リユース」(購入拒否)商品の購入にあたっては、本当に買う必要があるかも一度考る。

・リデュース(ゴミ減量)マイバックを持参し、簡易包装、繰り返し使用できる、耐久性に優れた商品などを優先的に購入する。

・リユース(再使用)リサイクル商品等を優先的に使用する。また、商品は修理しながらなるべく長期間使用する。

・リサイクル(再生利用)資源として再利用する。

## ④家庭ごみの有料化制度について

ごみの減量・リサイクルの推進及び村民の費用負担の公平化を図るため、また、ごみについて考え、今の生活様式を見つめ直す契機とするため、家庭ごみの有料化制度の導入を検討します。なお、有料化を導入するにあたっては、村民の合意を得ることが欠かせないため、積極的に村民への情報提供を進めます。

## 3 分別収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

一般廃棄物は分別して排出し、収集運搬することを原則とする。

### (1) 分別して収集する一般廃棄物

種類	収集頻度	具体例	出し方	区分
燃えるごみ	週2、3回	台所のごみ・紙くず・木くず・布類	指定袋(有料)	燃えるごみ
もえないごみ	カン	アルミ缶・スチール缶	指定袋(有料)	資源ごみ
	その他	金属類・陶器類・スプレー缶・化粧品用瓶・ガラス類	指定袋(有料)	不燃ごみ
ビン	生きビン	リターナブルビン(ビールビン・一升ビン)	青いコンテナ	資源ごみ
	その他ビン	ワンウェイビン(ジュース・酒類・コーヒー・ドリンク剤)	黄色いコンテナ	資源ごみ
粗大ごみ	直接搬入	机・たんす・家電リサイクル法適用外・畳・三輪車など	直接搬入	一部資源
その他ごみ 乾電池	収集棚	乾電池	ステーション内コンテナ	

有害ごみ	電球	直接搬入	電球・蛍光灯・水銀体温計	直接搬入	一部資源
古紙	雑誌・雑紙	月1回	雑誌(週刊誌、漫画、カタログなど)・雑紙	各地区 拠点回収	資源ごみ
	新聞紙	月1回	新聞紙	各地区 拠点回収	資源ごみ
	段ボール	月1回	段ボール	各地区 拠点回収	資源ごみ
	紙パック	月1回	牛乳パック類(内側にアルミの張られていないもの)	各地区 拠点回収	資源ごみ
ペットボトル		月1回	飲料用・酒類・みりん・醤油のペットボトル	各地区 拠点回収	資源ごみ

#### (1) 収集しない一般廃棄物

種類	具体例	引取先
危険物	ガスボンベ・消化器・ガソリン・灯油など	購入した販売店
有害物	農薬・薬品・薬剤の容器	購入した販売店
処理困難物	バイク・車など大型機械	購入した販売店
	タイヤ・バッテリー・スキースキー靴	購入した販売店、専門業者(年1回有料回収実施)
家電リサイクル法対象品	テレビ・洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫・エアコン・パソコン	購入した販売店(リサイクル券、運賃別途支払いにて持ち込み可)

## 4 一般廃棄物の適正な処理及び実施に関する基本的事項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という)第6条の2及び片品村廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「条例」という)に基づき、生活環境の保全上支障が生じないうちに収集、運搬及び処分することとし、実施にあたっては法施行例第3条に定める一般廃棄物処理基準ほか関係法令等の定めるところによるものとする。

#### (1) 一般廃棄物の適正な収集運搬

一般廃棄物の収集運搬を効率的、効果的に行うために、排出量と収集運搬量とを勘案して、収集区域及び収集日程を設定するものとする。ただし、土曜日、日曜日、月曜日以外の祝日、12月31日～1月3日までは収集、運搬は行わない。資源ごみをストックヤードへ直接搬入することができる曜日及び時間は、月曜日から金曜日の8時45分から12時、13時から16時30分、土曜日の8時45分から12時とする。なお、原則日曜日、祝日は受入れない。

#### ①区域別ごみ収集日

- ・別紙 「ゴミと資源の収集日程表」のとおり

## ②施設の利用方法

### ○ごみ焼却施設・リサイクルプラザ

受入日と時間	祝日、年末年始を除く月曜日から金曜日(8時45分から12時、13時から16時30分) 土曜日(8時45分から12時)
場 所	群馬県利根郡片品村大字菅沼251-10
搬入できるごみ	燃えるごみ、燃えないごみ、BIN、その他ごみ、有害ごみ、段ボール
注意事項	搬入する際は、ごみの排出区分及びルールを守り適切に処分すること

### (2)片品村の一般廃棄物の処理に関する基本的事項

片品村は「利根東部衛生施設組合条例」及び同規則に基づき一般廃棄物の処理を行うものとする。

### (3)一般廃棄物の収集運搬及び処理を実施する者に関する基本的事項

一般廃棄物の収集運搬及び処理にあたっては、法施行令第4条に定める「一般廃棄物の収集運搬処分等の委託基準」に基づき、その業務を委託して実施する。

区 分	収集運搬を実施するもの	処理(処分)を実施するもの	適 要
燃えるごみ	委託契約者・自己排出者	尾瀬クリーンセンター	
不燃ごみ	委託契約者・自己排出者	尾瀬クリーンセンター	
資源ごみ	委託契約業者・自己排出者	委託契約業者	
粗大ごみ	自己排出者	尾瀬クリーンセンター	

### (4)一般廃棄物の適正な処理

搬入された一般廃棄物は、搬入量を勘案して、適正かつ計画的に処理(処分)を行うこととする。  
また、再資源化を考慮した処理を行うものとする。

区 分	処理(処分)基準
燃えるごみ	焼却処理・埋立処理
不燃ごみ	破碎処理・埋立処理
資源ごみ	再資源化
粗大ごみ	再資源化・破碎処理・焼却処理・埋立処理

## 5 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

### (1)集積場(ごみステーション)

ごみ集積箱を設置しごみの飛散防止や収集効率を図るものとする。

(増設、撤去等については利用状況等を勘案して、判断する。)

## (2)収集車輌の確保

収集業務の効率性、安全性を確保するため、収集車輌の所用台数を確保し、定期的な整備点検を利根東部衛生施設組合において行うものとする。

## (3)中間処理施設の整備

一般廃棄物の焼却処理並びに破碎処理は、平成11年4月から尾瀬クリーンセンターにおいて行われている。施設の維持と作業の安全性を図るため、焼却施設の定期整備及び日常点検を利根東部衛生施設組合において行うものとする。

## (4)最終処分施設の整備

一般廃棄物の焼却残渣及び破碎不燃物を最終処分するため、平成12年4月に尾瀬クリーンセンター一般廃棄物最終処分場を整備した。施設の維持と作業の安全性を図るため、埋立及び水処理施設の適切な運転と日常点検を利根東部衛生施設組合において行うものとする。

## (5)リサイクル施設の整備

片品村廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、リサイクルの推進を図るため、必要に応じて利根東部衛生施設組合と協議し、施設整備を図るものとする。

## (6)し尿、汚泥処理について

片品村廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき適正に処分する。なお、平成21年度より尾瀬クリーンセンターし尿処理施設が老朽化により稼働を停止したため、し尿及び浄化槽汚泥等については、沼田市外二箇村清掃施設組合へ運搬し、処理を委託していたが、令和4年度から片品村北部浄化センター(片品村大字越本2960-2)で処理を行うこととした。

## (7)施設の概要

### ・廃棄物処理施設

所在 地	群馬県利根郡片品村大字菅沼251番地10
設計施工	三菱重工業 株式会社
工事管理	株式会社 日本環境工学設計事務所
工事期間	着 工 平成 9年6月12日 竣 工 平成11年3月25日
	<b>【ごみ焼却施設】</b> 2, 232, 300千円(管理棟を含む) 建 物 : 鉄骨鉄筋コンクリート造(地下1階地上4階建) 建 築 面 積 : 1, 194. 67m <sup>2</sup> 延 床 面 積 : 2, 141. 99m <sup>2</sup> 処 理 能 力 : 30t／8h(15t×2炉) 受 入 供 給 設 備 : ピットアンドクレーン方式 燃 燃 設 備 : ストーカ燃焼式 排ガス処理設備 : ろ過式集じん機

施工概要	【リサイクルプラザ】 1, 009, 218千円
	建 物 : 鉄骨鉄筋コンクリート造(4階建)
	建 築 面 積 : 882. 75m <sup>2</sup>
	延 床 面 積 : 1, 871. 36m <sup>2</sup>
	処 理 能 力 : 12t／5h
	処 理 方 式 : 不燃・粗大・カン:二軸式破碎機
	ビ ン : ビン自動色選別装置
【管 理 棟】	
建設面積 : 214. 58m <sup>2</sup>	
延床面積 : 377. 54m <sup>2</sup>	

#### ・一般廃棄物最終処分場

施設名	尾瀬クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場
所在地	群馬県沼田市利根町根利1536-3番地
設計・監理	株式会社 日本環境工学設計事務所
施工	株式会社 菖原製作所北関東支店
着工	平成10年12月26日
竣工	平成12年 3月24日
敷地面積	総面積 : 29, 008m <sup>2</sup> 埋立面積 : 4, 000m <sup>2</sup> 管理棟面積 : 492m <sup>2</sup>
施設規模	埋立対象物:焼却残渣・不燃残渣 埋立処分地施設 : 埋立面積 4, 000m <sup>2</sup> 計画埋立容量 21, 000m <sup>3</sup> 浸出水処理施設 : 処理能力 15m <sup>3</sup> ／日 調整槽容量 250m <sup>3</sup> 埋立方法 : セル&サンドイッチ方式
埋立計画期間	平成12年～令和10年 28年間

## 6 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

### (1)施設の生活環境影響調査結果の縦覧等の手続き

一般廃棄物焼却施設並びに最終処分場は周辺地域の生活環境に及ぼす影響が大きいことから、施設の維持管理の透明性を確保し、その信頼性の向上を図るため、同処理施設の生活環境影響調査結果を利根東部衛生施設組合が設置する一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例に基づき縦覧することができる。